

（後写鏡等）

第68条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.2.、6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.の規定を除く。）に限る。）に定める基準とする。

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第5改訂版の規則6.1.及び6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.1.1.2.（a）、6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.の規定）に限る。）に定める基準は適用しないものとし、同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあつては、次の各号に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は、適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること

ロ 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること

ハ 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること

3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行

者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第3項の告示で定める基準は、別添82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準とする。

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に限る。）に定める基準。

二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.に限る。）に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則12.1.に限る。）に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.3.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.2.4.1.から15.2.4.6.までに限る。）の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.2.4.4.に限る。）の規定にかかわらず、同規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ニ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）の規定にかかわらず、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2.で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が7.5tを超えるものに限る。）は、同規定の要件に適合するものとみなす。

ホ 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.2.1.（15.2.1.2.を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則2.1.1.3.に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。

(1) 協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則6.3.2.に限る。）に適合するもの

(2) 自動車の最外側から突出していないもの

(3) 地上面からの高さが1.8mを超える位置に備えられているもの

三 第2項の後写鏡（カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。）にあつては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあつては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

四 前項の後写鏡にあつては、別添83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準

5 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置したものをいう。

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置の当該装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準とする。この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であつて、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第6改訂版の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。）に定める要件を満たす自動車は、当該基準に適合するものとみなす。